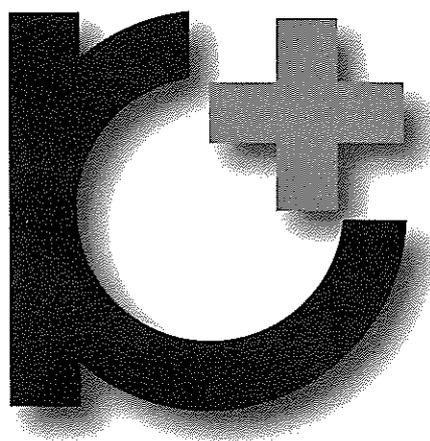


令和3年 建設業における労働災害の概況

～ 死亡災害ゼロを目指して!! ～



三大災害絶滅運動を徹底しよう

厚生労働省山口労働局
建設業労働災害防止協会山口県支部

利 用 者 の た め に

- 1 この労働災害概況は、山口県下の全産業の労働災害発生状況並びに建設業における労働災害の推移と現況を紹介するとともに、課題を明らかにしたものである。
- 2 統計表及び死亡災害事例は、山口労働局作成によるもので、年次は暦年（1月～12月）を示す。
- 3 統計表中の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を含む休業4日以上の被災者数を労働者死傷病報告より集計したものである。

目 次

I	労働災害発生状況の特徴と課題	1
II	全産業の労働災害発生状況と推移	
1	第13次労働災害防止計画（13次防）の目標と実績	3
2	死傷災害発生状況の推移（平成19年～令和3年）	4
3	令和2年・令和3年 全産業・建設業における業種別死傷災害発生状況	5
4	全産業、建設業における事故の型別死亡災害発生状況（平成24年～令和3年）	6
5	令和3年 全産業における業種別・規模別死亡災害発生状況	7
III	建設業の労働災害発生状況	
1	署別の災害発生状況（建設業）（平成29年～令和3年）	8
2	事故の型及び起因物別死傷災害発生状況（令和3年）	
(1)	建設業合計	9
(2)	土木工事業	10
(3)	建築工事業（木造家屋建築工事を除く）	11
(4)	木造家屋建築工事	12
(5)	その他の建設業	13
3	業種別・年齢別死傷災害発生状況（令和3年）	14
4	業種別・規模別死傷災害発生状況（令和3年）	14
5	三大災害等の発生状況	
(1)	墜落場所別の死傷災害発生状況（令和3年）	15
(2)	建設機械・クレーン等種類別の死傷災害発生状況 （令和3年、交通事故（道路）は除く）	16
(3)	工事の種類別の崩壊、倒壊による死傷災害発生状況（令和3年）	17
(4)	建設業における交通労働災害の原因別発生状況（令和3年）	18
6	建設工事の発注者別・工事の種類別災害発生状況（令和3年）	19
7	死亡災害事例（令和3年）	20
IV	参考資料	
	労働衛生の概況	21
	建設業監督実施結果	24

I 労働災害発生状況の特徴と課題

1 全産業における労働災害

- (1) 県内の休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、令和3年は1,557人で、令和2年（1,371人）と比較して186人（13.6%）の増加となった。
- (2) 死亡者数については、令和3年は12人で、令和2年より1人増加した。
- (3) 「第13次労働災害防止計画」（計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）では、平成29年に比べ令和4年までに死亡災害を15%以上、死傷災害を5%以上減少させることを目標としている。

令和3年は、死亡災害を11人以下、死傷災害を1,226人以下とする目標を掲げていたが、死亡災害は目標を1人、死傷災害は目標を大きく上回る結果となった。

2 令和3年の建設業における労働災害

- (1) 建設業における令和3年の死傷者数は218人で、令和2年（185人）と比較して33人（17.8%）増加した。
全産業に占める建設業の死傷者数の割合は14.0%で、前年の13.5%より0.5ポイント増加した。
- (2) 死亡者数は4人で、令和2年と同数であった。
全産業に占める建設業の死亡者数の割合は33.3%であり、令和2年（36.4%）と比較して3.1ポイント減少した。
- (3) 死傷災害を事故の型別にみると、「墜落、転落」によるものが32.6%（71人）と最も多く、次いで「転倒」によるものが11.0%（24人）、「切れ・こすれ」が10.6%（23人）、「はさまれ・巻き込まれ」と「飛来・落下」によるものが共に7.3%（16人）の順となっている。
- (4) 死傷災害を起因物別にみると、「仮設物、建築物、構築物等」に起因するものが28.0%（61人）と最も多く、次いで「用具」によるものが13.3%（29人）、「動力運搬機」が8.3%（18人）の順となっている。
- (5) 死傷災害を年齢別にみると、「50代」の26.6%（58人）が最も多く、次いで「60代以上」が23.4%（51人）、「40代」が19.3%（42人）の順となっている。

3 建設業における労働災害の特徴と課題

(1) 特徴

ア 建設業の死傷者数は平成19年以降、約270人～約170人の範囲で増減を繰り返す状況が続いている。また、死亡者数も平成24年以降、8人～4人の範囲で増減を繰り返す状況が続いており、昨年は4人であったものの、全産業で発生した死亡者数の3分の1を建設業が占めている。

イ 平成24年から令和3年までに発生した死亡災害を事故の型別にみると、「墜落、転落」が最も多く、全体の42.6%（23人）を占め、次いで「崩壊、倒壊」が14.8%（8

人)、「交通事故」が11.1%(6人)の順となっている。

ウ 労働者数が10人未満の小規模事業場における災害が依然として多く、令和3年は死傷者数の56.9%(124人)を占めている。また、50人未満の中小規模事業場における死傷者数の割合は建設業全体の91.7%(200人)を占めている。

(2) 課題

ア 「墜落、転落」による死傷災害が約3割と最も多く、中でもはしご等(主に脚立)からの墜落・転落がそのうち約3割を占めていることから、作業開始前のリスクアセスメント等の実施の徹底を図る必要があること。また、高所作業での「墜落・転落」災害の防止には原則、安全な作業床の設置が何より肝要であり、安易な脚立、はしご等を用いた作業は控える必要があること。

イ 高所作業時における墜落制止用器具(高さが6.75mを超える場合はフルハーネス型)の使用の徹底を図ること。また、桁・梁等の組立作業や短時間での高所作業等足場の設置が困難な場合には、防網や墜落制止用器具の使用の徹底が必要であること。

ウ 60歳以上の労働者の災害が約4分の1(50歳以上では半数)を占めていることから、令和2年3月に策定された、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を参考に、高年齢労働者への配慮が望まれること。

エ 元方事業者及び関係請負人はそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じる必要があること。

オ 建設業及び建設現場に付随する警備業における熱中症予防のため、暑さ指数(WBGT値)の把握や日常の健康管理の徹底に加えて、体調不良時に搬送する病院の確認や応急措置といった異常時の措置に係る体制を確立する必要があること。

カ 建設工事に対して元請負人、下請負人の間で労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化する必要があること。また、公共工事及びその他の工事の発注者は、適正な工期の設定と安全衛生経費を確保する必要があること。

Ⅱ 全産業の労働災害発生状況と推移

1 第13次労働災害防止計画(13次防)の目標と実績

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間(平成30年度から令和4年度までの5か年)中に達成することを目指す。

(1) 死亡者数について

死亡災害の撲滅を目指して、平成29年と比較して、令和4年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること。

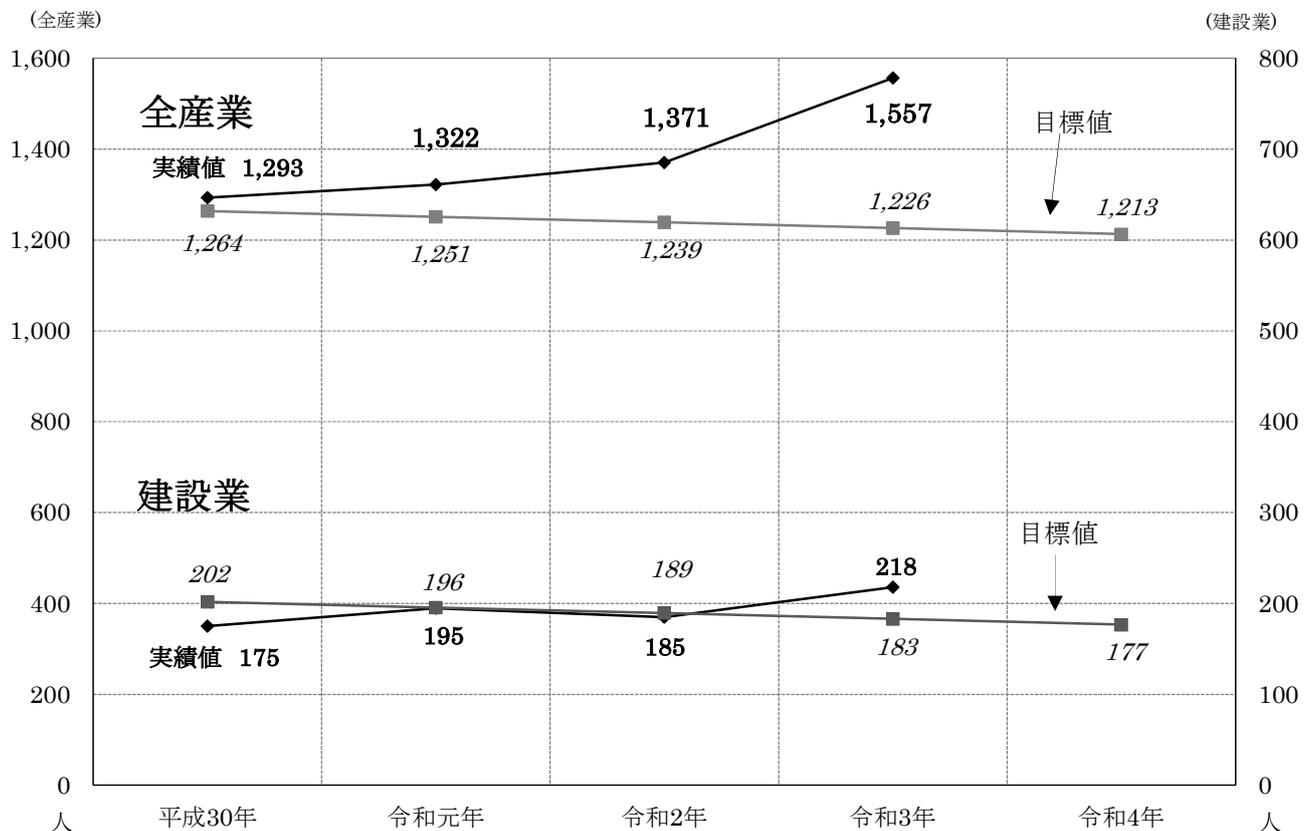
建設業にあっては、令和4年までに死亡者数を6人以下に減少させる。

(2) 死傷者数について

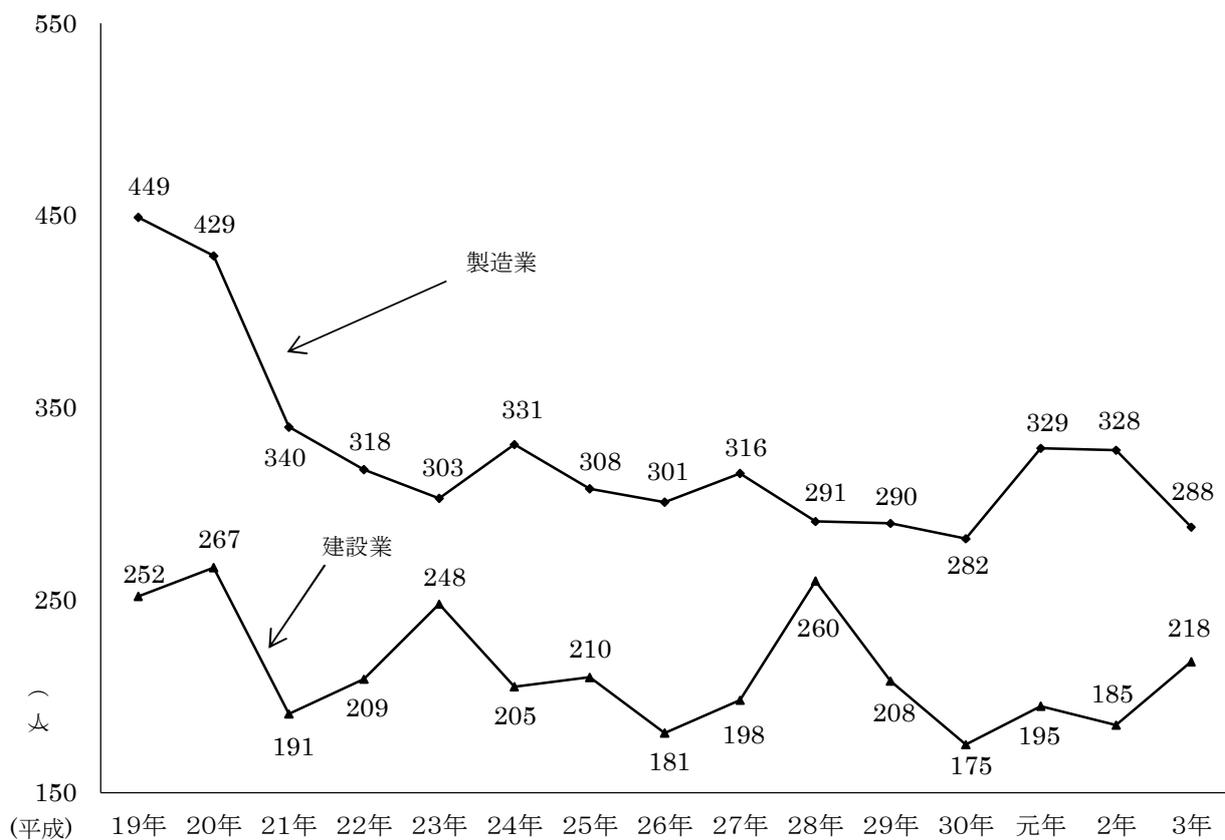
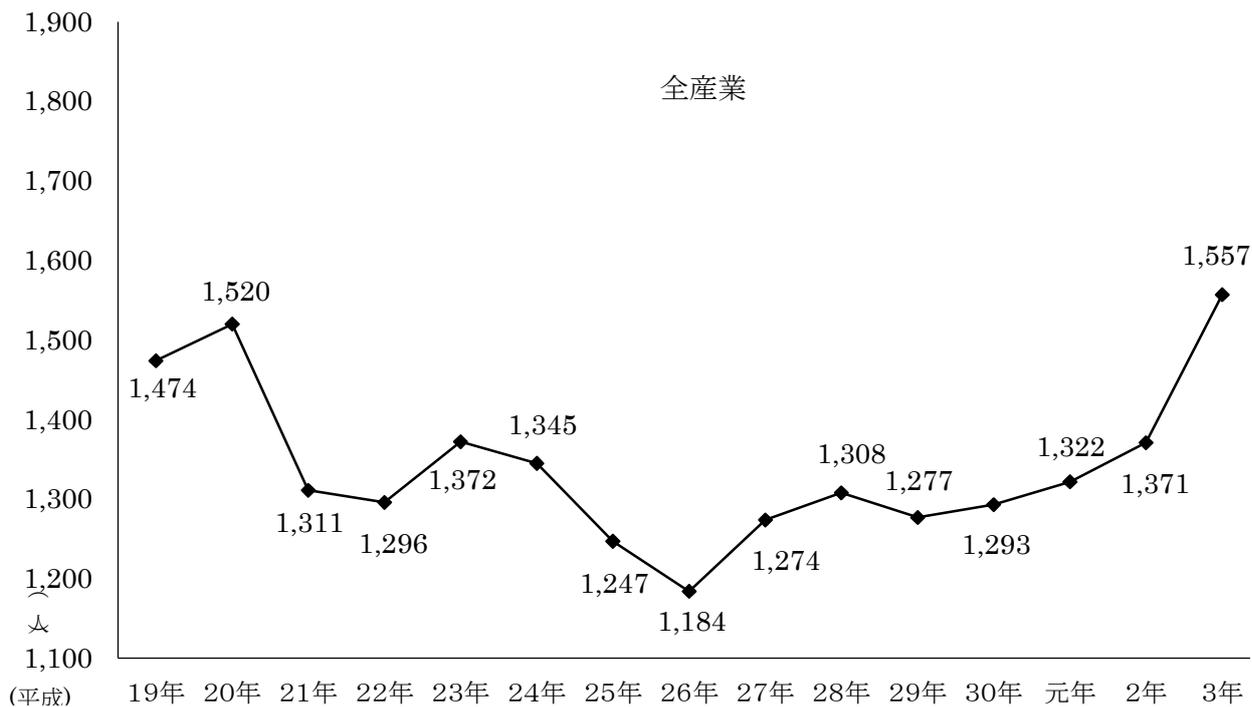
平成29年と比較して、令和4年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を5%以上減少させること。

業種	平成29年 の実績	13 次 防 の 目 標 値					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	最終目標(令和4年)
全産業	1,277	1,264	1,251	1,239	1,226	1,213	1,213
建設業 (参考値)	208	202	196	189	183	177	177

業種	年 別 実 績					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	最終目標(令和4年)
全産業	1,293	1,322	1,371	1,557		1,213
建設業 (参考値)	175	195	185	218		177

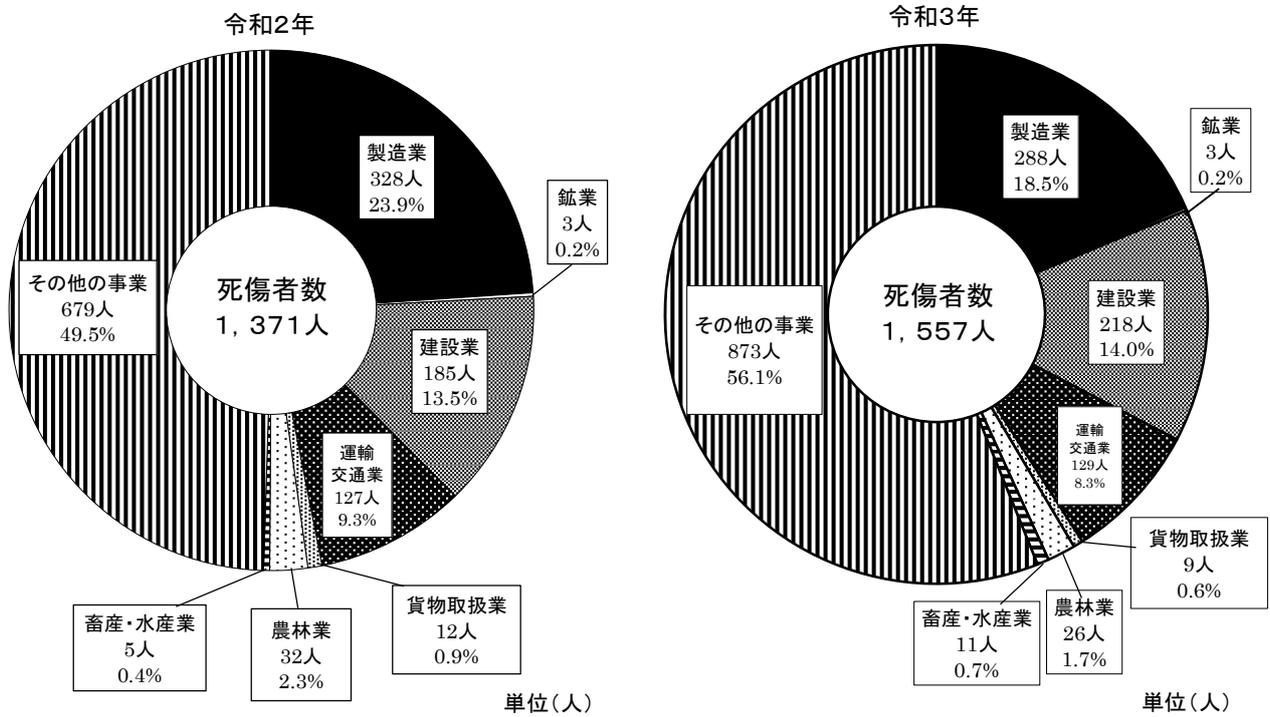


2 死傷災害発生状況の推移(平成19年～令和3年)

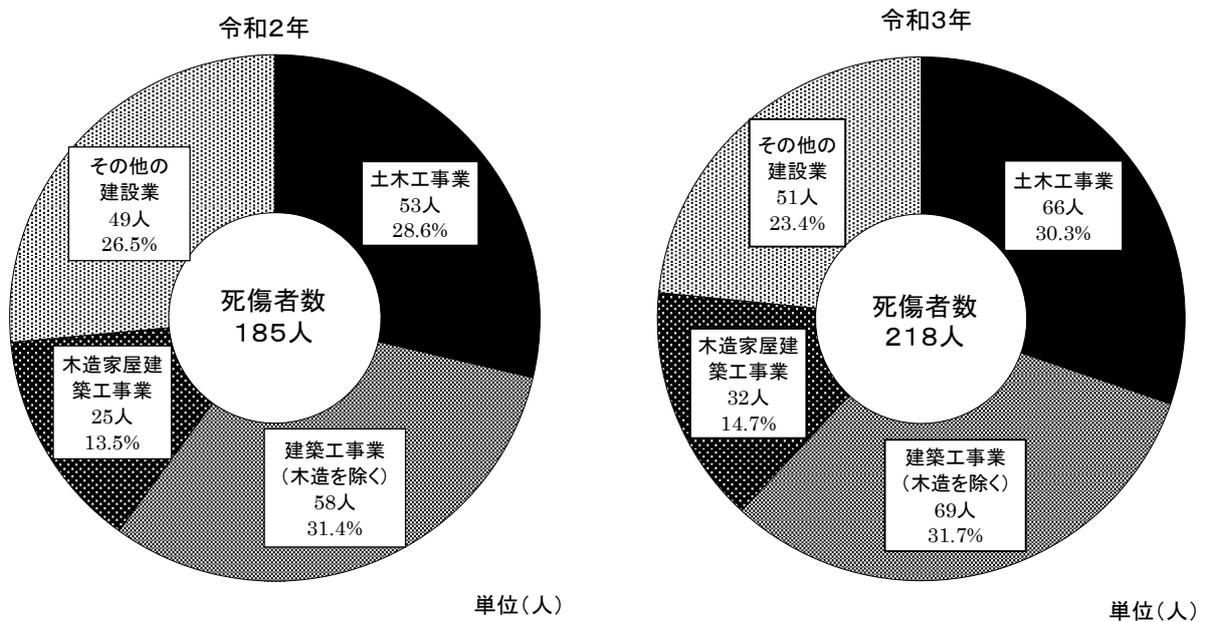


3 令和2年・令和3年 全産業・建設業における業種別死傷災害発生状況

全産業



建設業

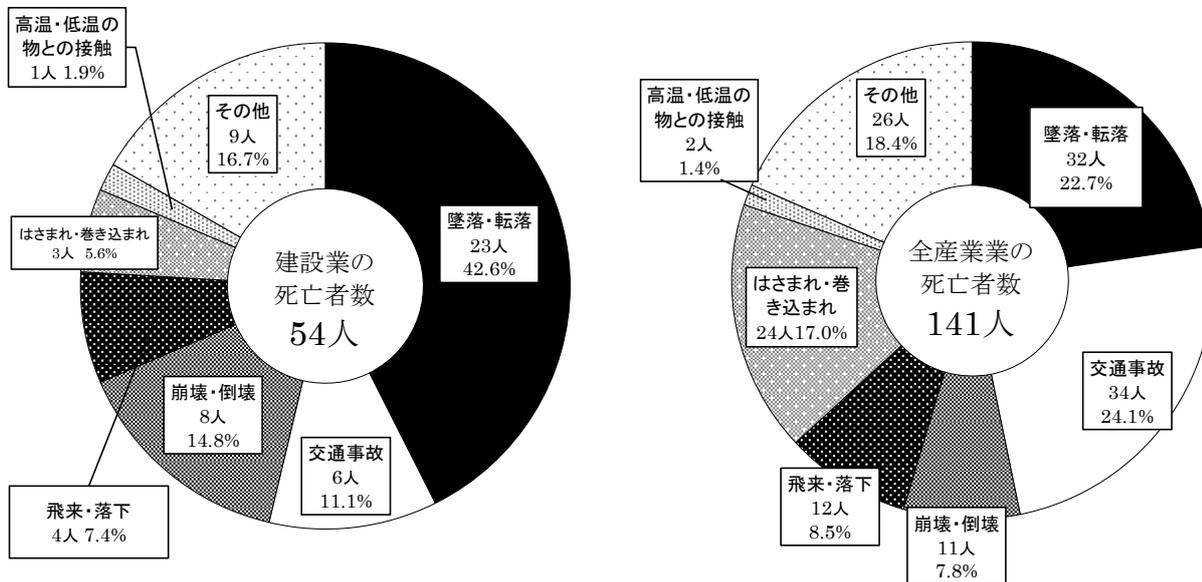


※ 1 「木造を除く」とは、「木造家屋建築工事業を除く」のことである。

2 「その他の事業」とは次の業種である。

商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健・衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業

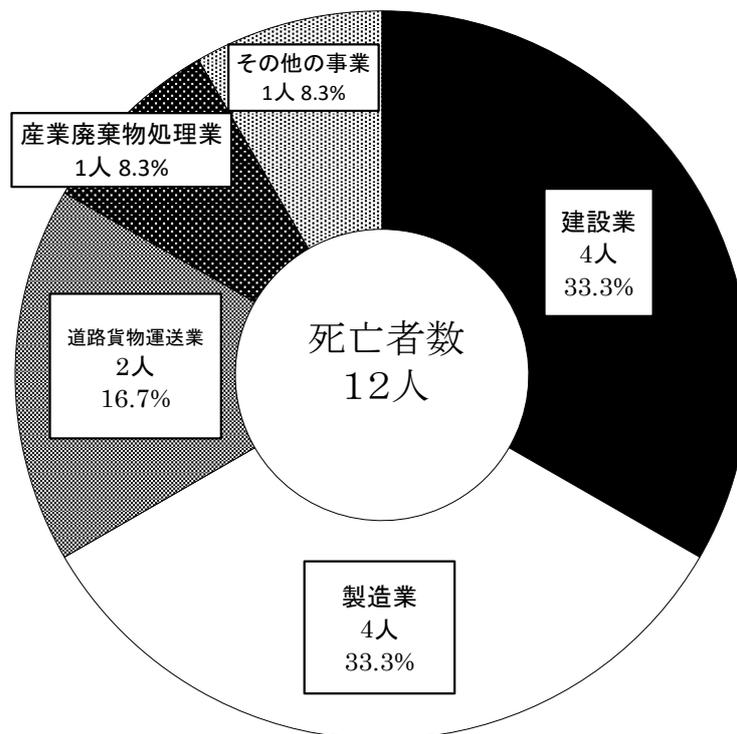
4 全産業、建設業における事故の型別死亡災害発生状況(平成24年～令和3年)



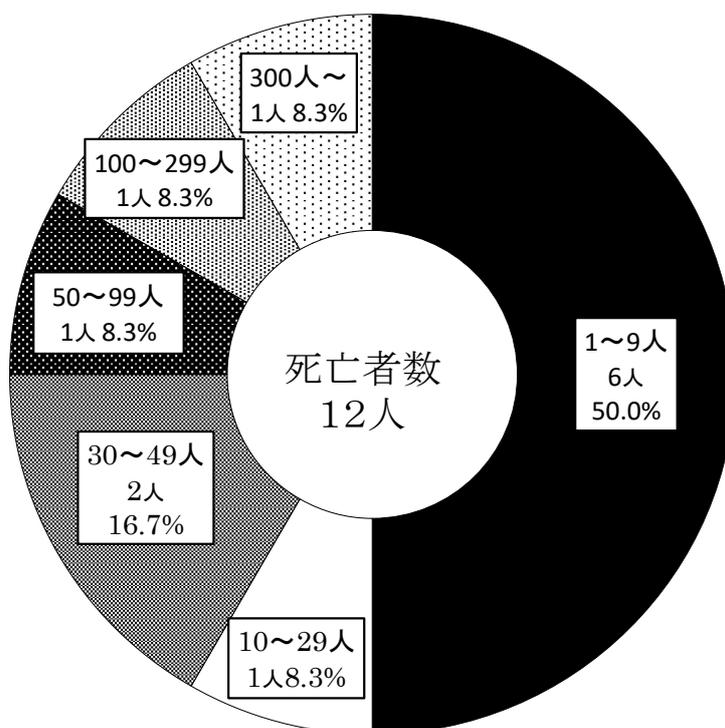
年・業種 型別	24年		25年		26年		27年		28年		29年		30年		元年		2年		3年		合計		構成比%
	建設業	全産業																					
交通事故		1		2	1	9	2	2	1	9	2	4		3		2		2			6	34	24.1
墜落、転落	2	4	4	6	4	5		1	3	5	1	1	2	2	3	4	2	2	2	2	23	32	22.7
飛来、落下	1	1		1			1	2	1	2	1	3						2		1	4	12	8.5
崩壊、倒壊					2	2	2	4			2	2			1	1		1	1	1	8	11	7.8
はさまれ、巻き込まれ		4		3	1	3		1		1			1	4		3		1	1	4	3	24	17.0
高温・低温の物との接触														1	1	1					1	2	1.4
その他	1	3		2				3	3	5	1	2	2	4			2	3		4	9	26	18.4
合計	4	13	4	14	8	19	5	13	8	22	7	12	5	14	5	11	4	11	4	12	54	141	#####

5 令和3年 全産業における業種別・規模別死亡災害発生状況

業種別死亡災害発生状況

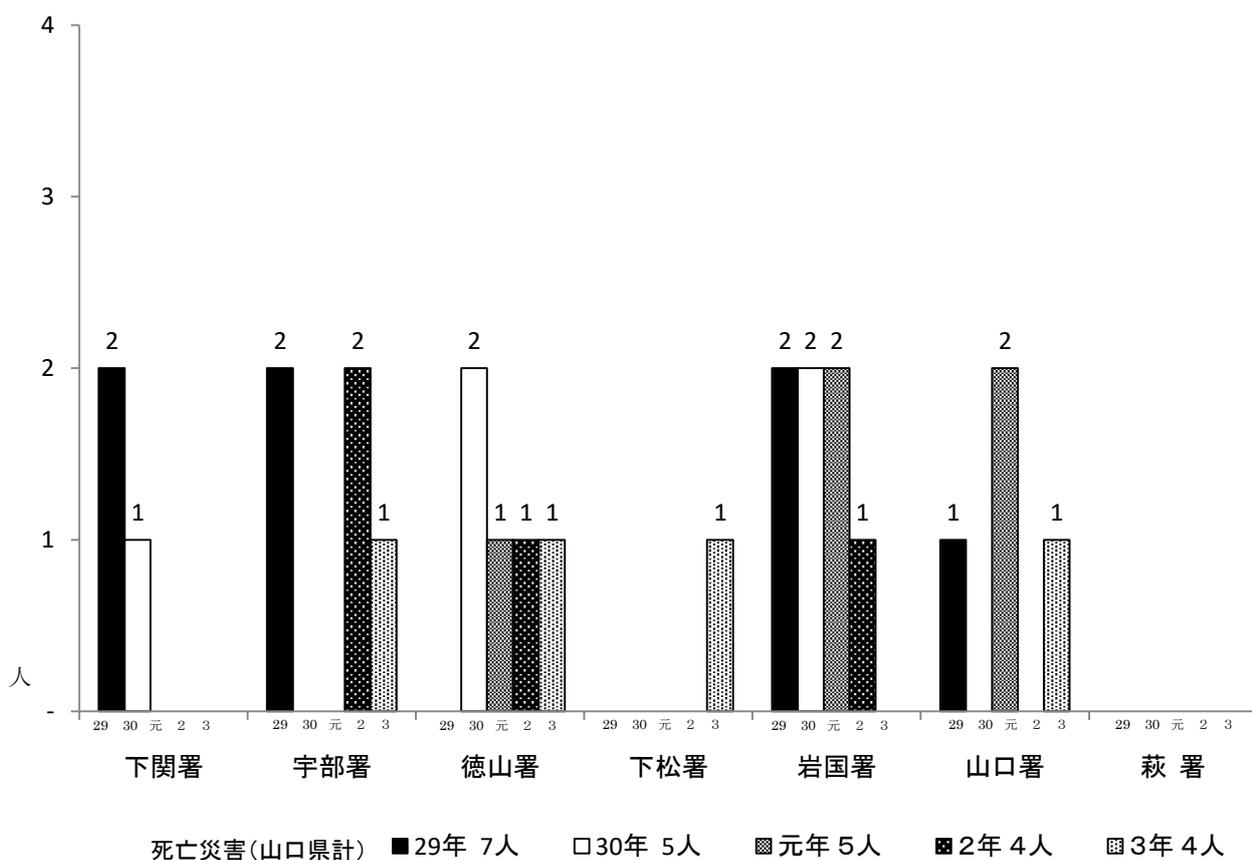
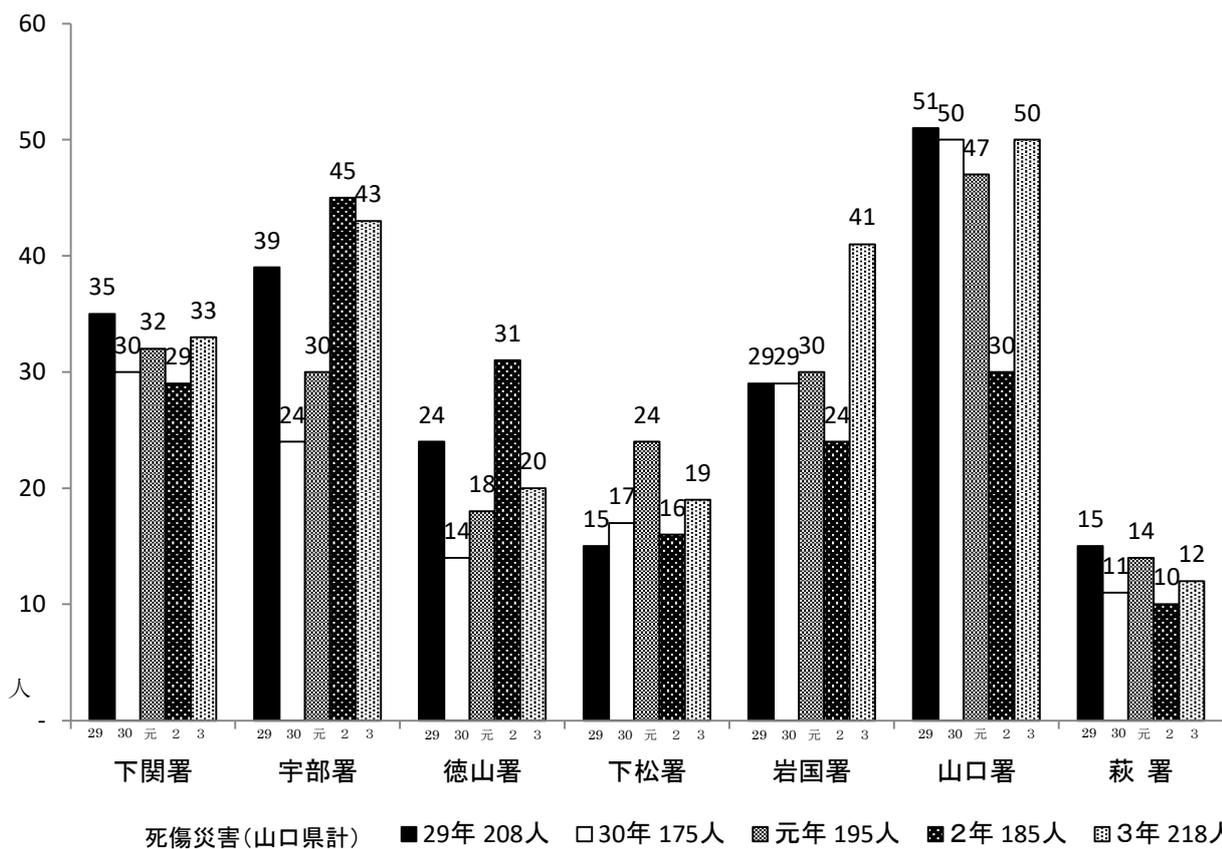


規模別死亡災害発生状況



Ⅲ 建設業の労働災害発生状況

1 労働基準監督署別の災害発生状況(建設業)(平成29年～令和3年)



3 業種別・年齢別死傷災害発生状況(令和3年)

業種別 \ 年齢別	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		合計	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者
土木工事				7		7		14		20		18		66
建築工事 (木造家屋建築工事を除く)		1		12		10		14		15	2	17	2	69
木造家屋建築工事				6		5		2		11		8		32
その他の建設工事		1		9		9	1	12	1	12		8	2	51
合計	—	2	—	34	—	31	1	42	1	58	2	51	4	218
構成比%	0.9%		15.6%		14.2%		19.3%		26.6%		23.4%		100.0%	

※ 死亡は内数である。

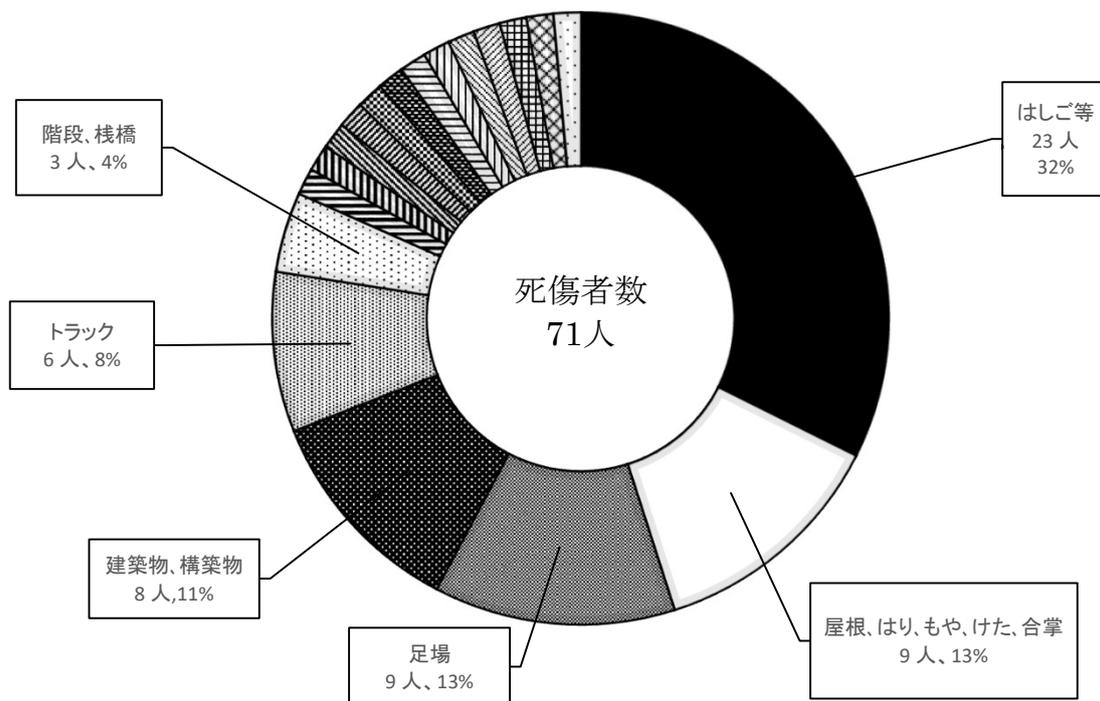
4 業種別・規模別死傷災害発生状況(令和3年)

業種別 \ 労働者数 (人)	1~9		10~29		30~49		50~99		100~299		300~		合計	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者
土木工事		31		22		7		5		1				66
建築工事 (木造家屋建築工事を除く)	2	43		17		2		2		3		2	2	69
木造家屋建築工事		21		8		2		1						32
その他の建設工事	2	29		11		7		4					2	51
合計	4	124	—	58	—	18	—	12	—	4	—	2	4	218
構成比%	56.9%		26.6%		8.3%		5.5%		1.8%		0.9%		100.0%	

※ 死亡は内数である。

5 三大災害等の発生状況

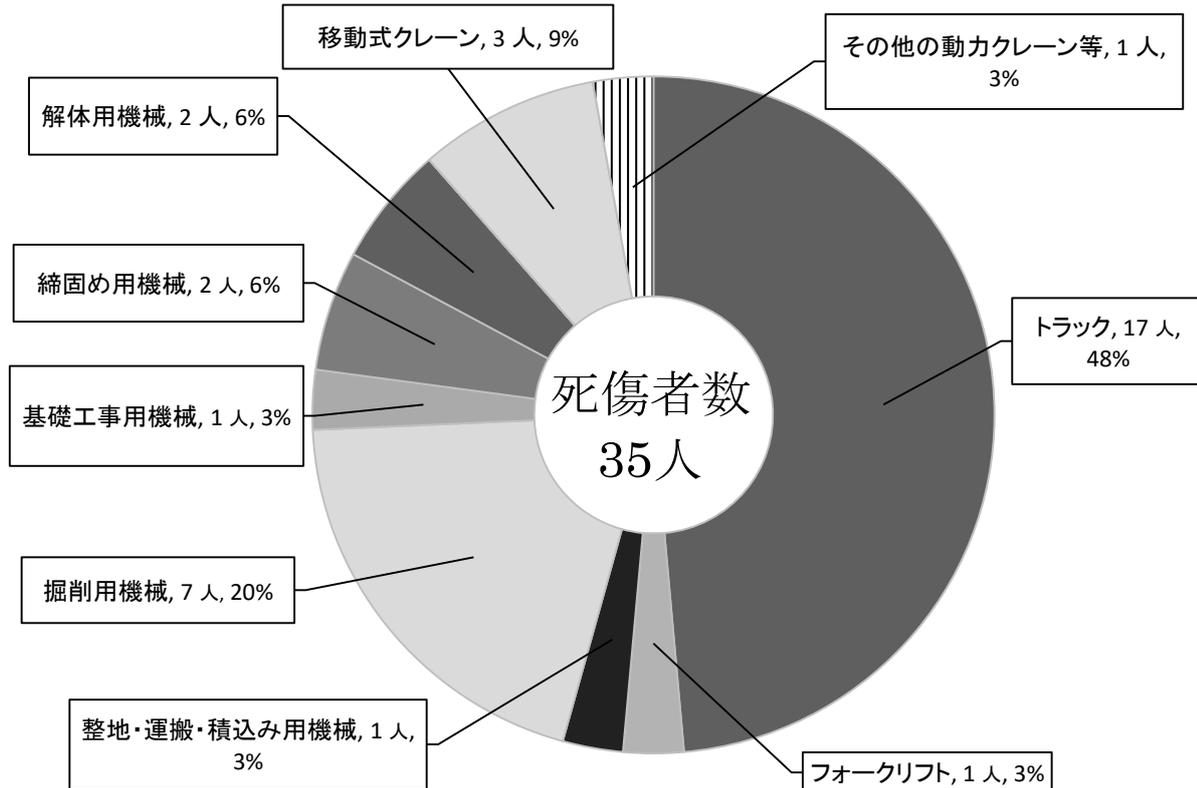
(1) 墜落場所別の死傷災害発生状況(令和3年)



業種別 墜落場所別	土 木		建 築 (木造家屋建築除く)		木造家屋建築		その他の建設		合 計		構成比%
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
は し ご 等		2		13		3		5	—	23	32.4%
屋根、はり、もや、けた、合掌			1	2		7			1	9	12.7%
足 場				5		2		2	—	9	12.7%
建 築 物 、 構 築 物		4		1		1		2	—	8	11.3%
ト ラ ッ ク		4		2					—	6	8.5%
階 段 、 棧 橋		1		1				1	—	3	4.2%
その他の仮設物、建築物、構築物等		1							—	1	1.4%
開 口 部						1			—	1	1.4%
整地・運搬・積込み用機械		1							—	1	1.4%
掘 削 用 機 械		1							—	1	1.4%
締 固 め 用 機 械		1							—	1	1.4%
その他の一般動力機械				1					—	1	1.4%
その他の装置、設備							1	1	1	1	1.4%
作 業 床 、 歩 み 板		1							—	1	1.4%
木 材 、 竹 材								1	—	1	1.4%
荷 姿 の 物		1							—	1	1.4%
地 山 、 岩 石		1							—	1	1.4%
立 木 等		1							—	1	1.4%
その他の環境等				1					—	1	1.4%
合 計	—	19	1	26	—	14	1	12	2	71	100.0%

※ 死亡は内数である。

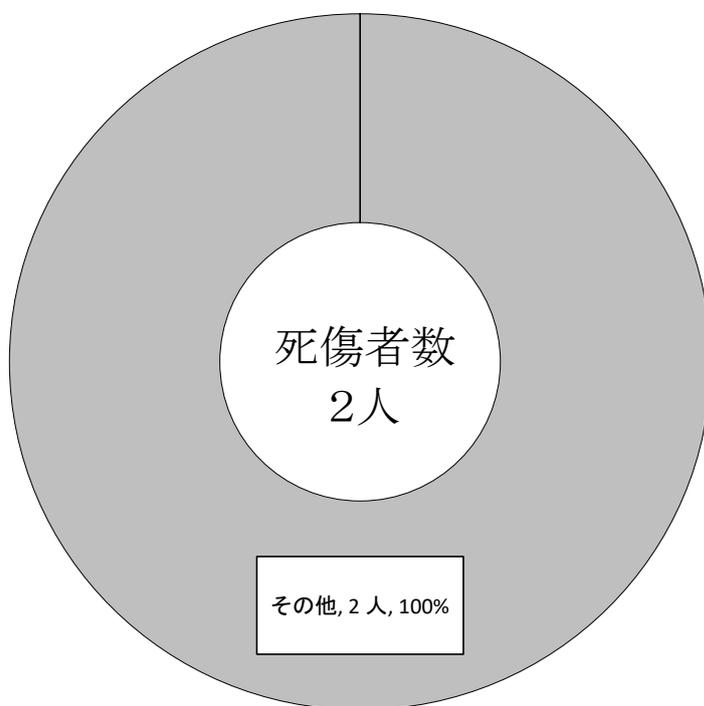
(2) 建設機械・クレーン等種類別の死傷災害発生状況(令和3年、交通事故(道路)災害は除く)



業種別 機械の種類別	土 木		建 築 (木造建築除く)		木 造 建 築		そ の 他 の 建 設		合 計		構成比%
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
ト ラ ッ ク		9	1	4				4	1	17	48.6%
フ ォ ー ク リ フ ト				1					—	1	2.9%
不 整 地 運 搬 車									—	—	—
整地・運搬・積み込み用機械		1							—	1	2.9%
掘 削 用 機 械		4		2				1	—	7	20.0%
基 礎 工 事 用 機 械		1							—	1	2.9%
締 固 め 用 機 械		2							—	2	5.7%
解 体 用 機 械		1		1					—	2	5.7%
高 所 作 業 車									—	—	—
そ の 他 の 建 設 機 械 等									—	—	—
ク レ ー ン									—	—	—
移 動 式 ク レ ー ン		3							—	3	8.6%
エ レ ベ ー タ、リフト									—	—	—
そ の 他 の 動 力 ク レ ー ン 等								1	—	1	2.9%
合 計	—	21	—	8	—	—	—	6	1	35	100.0%

※ 死亡は内数である。

(3) 工事の種類別の崩壊・倒壊による死傷災害発生状況(令和3年)



業種別 工事別	土 木		建 築 (木造建築除く)		木 造 建 築		その他の建設		合 計		構成比%
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
上 下 水 道 工 事 業									—	—	—
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業									—	—	—
トンネル建設工事業									—	—	—
道路建設工事業									—	—	—
木造家屋建築工事業									—	—	—
そ の 他		1						1	—	2	100.0%
合 計	—	1	—	—	—	—	—	1	—	2	100.0%

※ 死亡は内数である。

(4) 建設業における交通災害の原因別発生状況(令和3年)

発生状況の区分		起因物		トラック		乗用車		自転車バイク		その他		計		構成比%	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者		
自動車 乗用中 の 災 害	1 自動車に激突した		2		1							3		30.0%	
	停車中の自動車に激突した				1							1		10.0%	
	走行中の自動車に激突した														
	対向車線にはみ出して対向車に激突した		2									2		20.0%	
	対向車線より、交差点に進入してきた、右折中の自動車に激突した														
	その他														
	2 自動車に激突された		2		2								4		40.0%
	停車中に激突された														
	走行中に激突された		2										2		20.0%
	対向車線よりはみ出してきた対向車に激突された				2								2		20.0%
	その他														
	3 単独での事故		2				1						3		30.0%
	工作物に衝突した														
	工作物に乗り上げた		1										1		10.0%
	横転した						1						1		10.0%
その他		1										1		10.0%	
上記以外	4 歩行中、作業中のはねられ														
合 計		—	6	—	3	—	1	—	—	—	—	10		100.0%	
構 成 比 %		60.0%		30.0%		10.0%		—		100.0%					

※ 死亡は内数である。

6 建設工事の発注者別・工事の種類別災害発生状況(令和3年)

工事の種類	工事の発注者																	合 計
	国土交通省	文部科学省	農水省	左記以外の関係	山口県	市・町	左記以外の団体	電話会社	鉄道会社	道路会社	郵便局	ガス会社	電力会社	左記以外の民間	発注者なし	死亡	死傷者	
水力発電所等建設工事																		1
トンネル建設工事																		
地下鉄建設工事																		
鉄道軌道建設工事																		
橋梁建設工事																		1
木道建設工事	1		1		8	1												20
河川土木工事					1	5												8
工事砂防工事																		1
土地整理土木工事			1		1	1												5
上下水道工事						2												2
港湾海岸工事					1													1
その他の土木工事					3	4												28
小計	1		2		14	13												66
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事						3												15
木造家屋建築工事						2												32
建築設備工事						1												2
その他の建築工事					1	1												52
小計					1	7												101
電気通信工事						1												9
機械器具設備工事																		11
その他の建設工事						1												31
小計						2												51
合計	1		2		15	22												218

※死亡は内数である。

7 死亡災害事例（R3年）

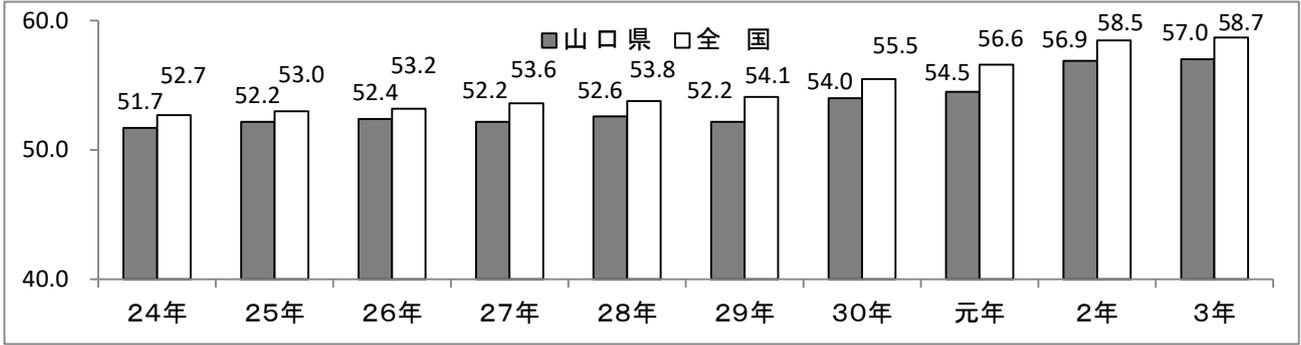
災害発生日	業種	事故の型	起因物	災害の概要
令和3年3月	その他の建築工事業	墜落・転落	屋根	倉庫補修のため、高さ2.2mのトタン屋根の上で、しゃがんで作業を行い移動のため立ち上がろうとしたところ、バランスを崩し地上に墜落した。
令和3年5月	その他の建設業	墜落・転落	その他の装置・設備	吸収塔（高さ38m×内径6m）内のエレメント（ポリプロピレン製、縦200cm×横50cm×厚さ19cm）水洗作業において、エレメント上に敷いた足場板（長さ160cm×幅20cm）を移動させながら水洗作業を行っていたところ、被災者が足場板上から足を踏み外しエレメントに乗ったため、エレメントが割れ、高さ30.2mから塔底部に墜落した。
令和3年5月	その他の建築工事業	はさまれ・巻き込まれ	トラック	新築工事現場の掘削作業で発生した土砂を採石場にトラックで運搬しているとき、受付のため事務所内で待機中に、外に停車させていた無人のトラックが動き始めたので、トラック前方に立って止めようとしたが止めきれず、トラックに轢過された。
令和3年9月	その他の建設業	崩壊・倒壊	地山、岩石	太陽光発電設備設置工事において、掘削した溝（掘削深さ3.5m、溝底部の幅0.8m）の底部にて、排水管取付け作業を行っていたところ、側面の土砂が崩壊し、生き埋めとなった。

IV 参 考 资 料

労働衛生の概況

1 一般健康診断結果

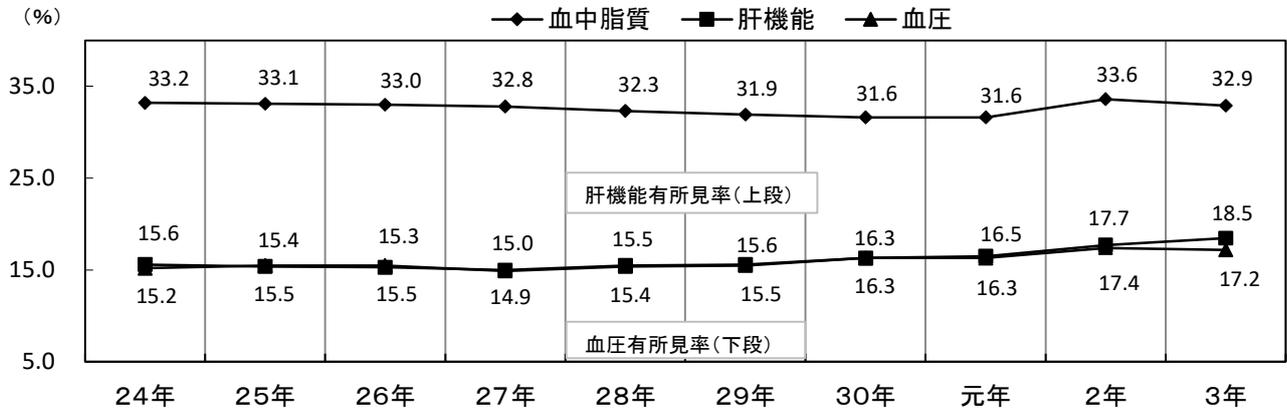
図1 定期健康診断有所見率の推移



	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
山口県	51.7	52.2	52.4	52.2	52.6	52.2	54.0	54.5	56.9	57.0
全国	52.7	53.0	53.2	53.6	53.8	54.1	55.5	56.6	58.5	58.7

※事業場規模50人以上の定期健康診断結果報告書による

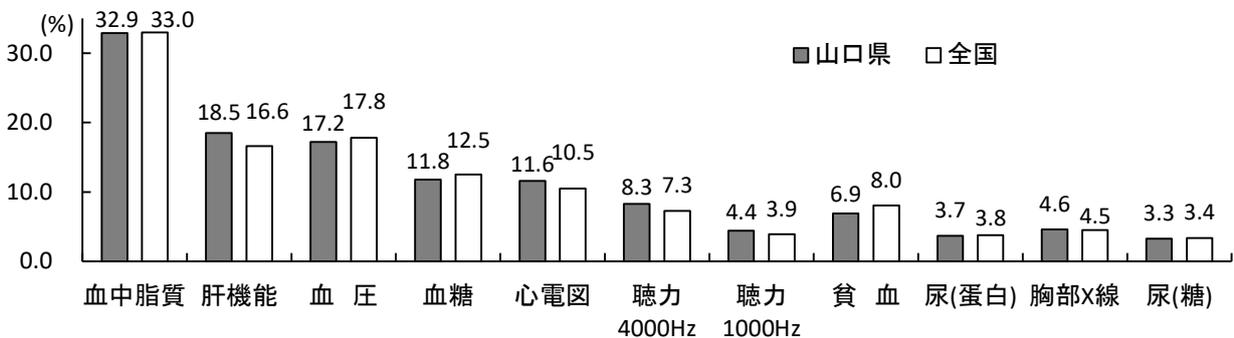
図2 定期健康診断有所見率項目ごとの推移(山口県)



	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
血中脂質	33.2	33.1	33.0	32.8	32.3	31.9	31.6	31.6	33.6	32.9
肝機能	15.6	15.4	15.3	15.0	15.5	15.6	16.3	16.5	17.7	18.5
血圧	15.2	15.5	15.5	14.9	15.4	15.5	16.3	16.3	17.4	17.2

※事業場規模50人以上の定期健康診断結果報告書による

図3 定期健康診断項目ごとの有所見率(令和3年)

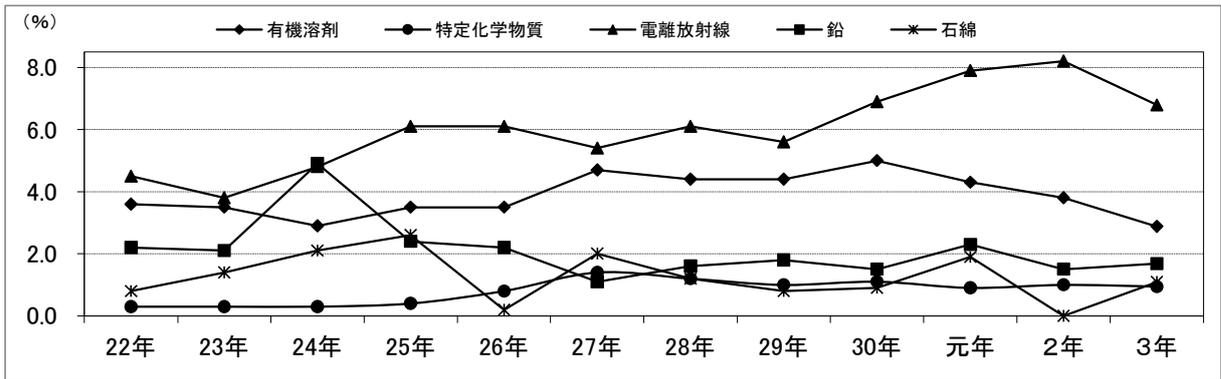


	血中脂質	肝機能	血圧	血糖	心電図	聴力 4000Hz	聴力 1000Hz	貧血	尿(蛋白)	胸部X線	尿(糖)
山口県	32.9	18.5	17.2	11.8	11.6	8.3	4.4	6.9	3.7	4.6	3.3
全国	33.0	16.6	17.8	12.5	10.5	7.3	3.9	8.0	3.8	4.5	3.4

※事業場規模50人以上の定期健康診断結果報告書による

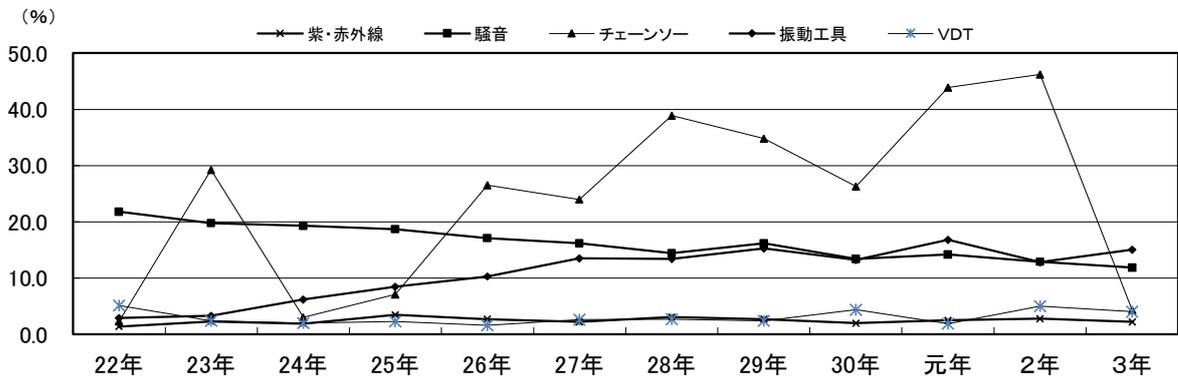
2 特殊健康診断実施結果 (山口県)

図4 法令による特殊健康診断の有所見率



	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	全国
有機溶剤	3.6	3.5	2.9	3.5	3.5	4.7	4.4	4.4	5.0	4.3	3.8	2.9	3.6
特定化学物質	0.3	0.3	0.3	0.4	0.8	1.4	1.2	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9	1.7
電離放射線	4.5	3.8	4.8	6.1	6.1	5.4	6.1	5.6	6.9	7.9	8.2	6.8	9.3
鉛	2.2	2.1	4.9	2.4	2.2	1.1	1.6	1.8	1.5	2.3	1.5	1.7	1.4
石綿	0.8	1.4	2.1	2.6	0.2	2.0	1.2	0.8	0.9	1.9	0.0	1.1	0.8

図5 行政指導による特殊健康診断の有所見率



	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	全国
紫・赤外線	1.4	2.3	1.9	3.5	2.7	2.2	3.1	2.7	2.0	2.5	2.8	2.2	2.5
騒音	21.8	19.8	19.3	18.7	17.1	16.2	14.4	16.2	13.4	14.2	12.9	11.9	12.6
チェーンソー	2.3	29.2	3.0	7.1	26.5	24.0	38.9	34.8	26.3	43.9	46.2	4.4	14.2
振動工具	2.9	3.3	6.2	8.5	10.3	13.5	13.4	15.3	13.2	16.8	12.8	15.0	6.4
VDT	5.1	2.4	2.0	2.3	1.6	2.6	2.7	2.4	4.4	1.9	5.0	4.0	7.1

表1 対象業務別特殊健康診断実施状況(令和3年)

対象作業	法令によるもの						行政指導によるもの							
	有機溶剤	鉛	電離放射線	高気圧	特定化学物質	石綿	紫・赤外線	騒音	重量物	チェーンソー	振動工具	引金付金具	VDT	レーザー
実施事業場数	611	40	272	11	712	44	174	128	4	9	19	4	29	15
受診者数	11,756	358	4,404	72	26,203	460	2,764	8,350	93	46	339	37	2,393	256
有所見者数	339	6	299	7	245	5	61	994	24	2	51	0	96	19
有所見率	2.9%	1.7%	6.8%	9.7%	0.9%	1.1%	2.2%	11.9%	25.8%	4.4%	15.0%	0.0%	4.0%	7.4%
全国有所見率	3.6%	1.4%	9.3%	4.7%	1.7%	0.8%	2.5%	12.6%	19.3%	14.2%	6.4%	3.3%	7.1%	3.7%

3 じん肺

(山口県内の状況)

表2 年別じん肺健康診断実施状況及び管理区分決定状況

年別	適用事業場数	従事者数	実施事業場数	受診者数	管理2	管理3	管理4	有所見者数	有所見率	新規有所見者数
平成22年	1,028	12,698	524	5,533	69	5	-	74	1.3%	7
平成23年	1,006	11,824	482	4,731	59	4	1	64	1.4%	3
平成24年	1,023	12,764	565	5,559	50	4	-	54	1.0%	2
平成25年	995	12,597	506	5,124	43	6	-	49	1.0%	4
平成26年	1,010	13,190	512	4,904	30	1	-	31	0.6%	3
平成27年	1,038	13,151	545	5,688	36	3	1	40	0.7%	3
平成28年	989	13,224	508	5,392	29	2	-	31	0.6%	1
平成29年	1,005	13,034	529	5,276	27	3	-	30	0.6%	1
平成30年	1,019	13,415	562	6,027	17	4	-	21	0.3%	2
令和元年	992	14,754	570	6,509	12	2	-	14	0.2%	3
令和2年	973	14,322	530	5,703	21	4	1	26	0.5%	7
令和3年	1,025	14,253	577	6,388	11	3	-	14	0.2%	0

※適用事業所数、従業者数、実施事業場数及び受診者数は、じん肺健康管理実施状況報告による。

※管理2、管理3、管理4、有所見者数及び新規有所見者数は、事業者からのじん肺管理区分決定申請(じん肺法12条提出分及び16条申請分)による。

表3 業種別・年別・新規有所見者発生状況

業種	区分	適用事業場数	従事者数	発生年												
				22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	
製造業		781	12,001	10	3	7	5	6	3	3	1	4	4	3	2	
	化学工業	82	2,420													
	窯業土石製品製造業	56	1,280	2	2	3	1	5	1	1		1		2	1	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	43	1,829	1				1	1			1				
	金属製品製造業	249	2,359	1	1	2	2			1			1	1		
	一般機械器具製造業	131	1,072									1			1	
	電気機器製造業	13	84										1			
	輸送用機械等製造業	158	2,483	6		2	2		1			1	2			
	上記以外の製造業	49	474								1	1				
鉱業		28	326	5	1	0	4	0	1	2	0	0	0	1	1	
	土石採取業	21	108	3			4		1	1				1	1	
	上記以外の鉱業	7	218	2	1					1						
建設業		136	1,069	3	1	3	1	2	2	2	4	0	0	3	1	
	トンネル建設工事業	3	2	1		1		1	1	1	2					
	上記以外の建設業	133	1,067	2	1	2	1	1	1	1	2			3	1	
上記以外の事業		80	857	1						1		1				
合計		1,025	14,253	19	5	10	10	8	6	8	5	5	4	7	4	

※適用事業場数及び従業者数は令和3年分のじん肺健康管理実施状況報告による。

※発生年ごとの新規有所見者数はじん肺管理区分決定申請による。

建設業監督実施結果(経年)

山口労働局 監督課

第1表 監督実施事業場数及び違反事業場数

工事別	区分	建設業計		
	年	監督事業場数	違反事業場数	
土木工事業	29年	184	108	(58.7%)
	30年	188	101	(53.7%)
	令和元年	182	110	(60.4%)
	2年	156	63	(40.4%)
	3年	139	61	(43.9%)
建築工事業	29年	735	546	(74.3%)
	30年	687	486	(70.7%)
	令和元年	648	418	(64.5%)
	2年	492	302	(61.4%)
	3年	497	300	(60.4%)
その他の建設業	29年	186	101	(54.3%)
	30年	190	96	(50.5%)
	令和元年	180	51	(28.3%)
	2年	165	69	(41.8%)
	3年	193	69	(35.8%)
計	29年	1,105	755	(68.3%)
	30年	1,065	683	(64.1%)
	令和元年	1,010	579	(57.3%)
	2年	813	434	(53.4%)
	3年	829	430	(51.9%)

作業主任者違反			26
安衛則18条		[安 14- -]作業主任者の氏名等の周知	22
安衛則247条		[安 14- -]型枠支保工の組立て等作業主任者の職務	1
安衛則565条		[安 14- -]足場の組立て等作業主任者の選任	1
安衛則566条		[安 14- -]足場の組立て等作業主任者の職務	1
有機則19条	2項	[安 14- -]有機溶剤作業主任者の選任	1

クレーン等による災害防止対策違反			5
クレーン則66条の2	1項	[安 20- -]作業の方法等の決定等	1
クレーン則70条の5		[安 20- -]アウトリガー等の張り出し	1
クレーン則74条		[安 20- -]立入禁止（移動式クレーン）	2
クレーン則220条	1項	[安 20- -]作業開始前の点検	1

墜落・飛来落下、崩壊等の足場・高所作業等関係違反			116
安衛則142条	2項	[安 20- -]転落等の危険の防止（粉碎機等の開口部）	1
安衛則518条	2項	[安 21- -2]作業床の設置等	3
安衛則519条	1項	[安 21- -2]作業床の端等の措置	17
安衛則519条	2項	[安 21- -2]作業床の端等の措置（墜落制止用器具）	3
安衛則526条	1項	[安 21- -2]昇降するための設備の設置等	3
安衛則527条		[安 20- -]移動はしご	1
安衛則540条	1項	[安 23- -]通路	7
安衛則544条		[安 23- -]作業場の床面	1
安衛則552条	1項	[安 20- -]架設通路	3
安衛則562条	1項	[安 20- -]最大積載荷重（足場）	2
安衛則562条	3項	[安 20- -]最大積載荷重（足場）（周知）	7
安衛則563条	1項	[安 20- -]作業床（足場）	46
安衛則563条	5項	[安 20- -]作業床（足場）（取外し後の原状復帰）	2
安衛則564条	1項	[安 20- -]足場の組立て等の作業	1
安衛則567条	1項	[安 20- -]点検（足場）（作業開始前点検）	4
安衛則567条	2項	[安 20- -]点検（足場）（悪天候等後の点検）	1
安衛則567条	3項	[安 20- -]点検（足場）（記録保存）	1
安衛則570条	1項	[安 20- -]鋼管足場	10
安衛則575条の4	1項	[安 20- -]最大積載荷重（作業構台）	3

元方事業者、注文者の措置義務違反			158
安衛法29条	1項	元方事業者の講ずべき措置等	81
安衛則635条	1項	[安 30- -1]協議組織の設置及び運営	5
安衛則646条		[安 31- -1]型枠支保工についての措置	3
安衛則653条	1項	[安 31- -1]物品揚卸口等についての措置（墜落防止）	12
安衛則653条	2項	[安 31- -1]物品揚卸口等についての措置（昇降設備）	1
安衛則654条		[安 31- -1]架設通路についての措置	3
安衛則655条	1項	[安 31- -1]足場についての措置	26
安衛則655条	1項	[安 31- -1]足場の作業床	10
安衛則655条	1項	[安 31- -1]丸太・鋼管足場の壁つなぎ	8
安衛則655条	2項	[安 31- -1]足場についての措置	5
安衛則655条の2	1項	[安 31- -1]作業構台についての措置	1
安衛則662条の8		[安 31- 3-1]移動式クレーンについての措置	1
安衛則664条	1項	[安100- -1]特定元方事業開始報告	2

機械等による危険防止対策違反		17
安衛則28条	[安 20- -]安全装置等の有効保持	5
安衛則117条	[安 20- -]研削といしの覆い	1
安衛則151条の11 1項	[安 20- -]運転位置から離れる場合の措置	1
安衛則151条の21 1項	[安 45- -1]定期自主検査（フォークリフト）	1
安衛則151条の24 1項	[安 45- -2]特定自主検査（フォークリフト）	1
安衛則155条 1項	[安 20- -]作業計画（車両系建設機械）	1
安衛則158条 1項	[安 20- -]接触の防止（車両系建設機械）	1
安衛則160条 1項	[安 20- -]運転位置から離れる場合の措置	4
安衛則164条 1項	[安 20- -]主たる用途以外の使用の制限	1
安衛則85条	[安 88- -1]計画の届出をすべき機械等	1

爆発・火災等、電気による危険防止対策違反		11
安衛則263条	[安 20- -]ガス等の容器の取扱い	2
安衛則331条	[安 20- -]溶接棒等のホルダー	2
安衛則336条	[安 20- -]配線等の絶縁被覆	1
安衛則337条	[安 20- -]移動電線等の被覆又は外装	1
安衛則338条	[安 20- -]仮設の配線等	4
安衛則352条	[安 20- -]電気機械器具等の使用前点検	1

有害業務に係る法違反		41
有機則24条 1項	[安 22- -]掲示	1
有機則36条	[安 22- -]空容器の処理	1
粉じん則27条 1項	[安 22- -]呼吸用保護具の使用	9
石綿則3条 1項	[安 22- -]事前調査及び分析調査（事前調査）	3
石綿則3条 2項	[安 22- -]事前調査及び分析調査（事前調査）	3
石綿則3条 6項（旧3項）	[安 22- -]事前調査及び分析調査（掲示）	11
石綿則4条 1項	[安 22- -]作業計画	3
石綿則5条 1項	[安 100- -1]作業の届出	1
石綿則13条 1項	[安 22- -]石綿等の切断等の作業等に係	1
石綿則14条 1項	[安 22- -]呼吸用保護具の使用	1
石綿則15条	[安 22- -]立入禁止措置	1
石綿則19条	[安 14- -]石綿作業主任者の選任	3
石綿則27条 1項	[安 59- -3]特別の教育	2
石綿則35条の2 1項	[安 22- -]作業計画による作業の記録	1

その他安全衛生関係違反		24
労基法62条 1項	危険有害業務の就業制限（年少者）	1
安衛法88条 1項	計画の届出等	2
安衛法101条 1項	法令等の周知	1
安衛則98条の2 3項	[安101- -4]法令等の周知の方法等	1
安衛則237条	[安 20- -]材料（型わく支保工）	2
安衛則240条 1項	[安 20- -]組立図（型わく支保工）	8
安衛則242条	[安 20- -]型枠支保工についての措置等	8
安衛則245条	[安 20- -]型わく支保工の組立て等の作業	1

第3表 措置の種類別違反事業場数

区分	建設業計					
	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
使用停止等命令書	58	106	90	96	66	39

※ 使用停止等命令書の内容

	対象物	命令の内容	件数
①	作業床の端や開口部に墜落防止のための措置がない	立入禁止・変更命令	26
②	足場の作業床に墜落防止のための措置がない	作業停止・変更命令	10
③	丸太足場又は鋼管足場であって壁つなぎ又は控えが設けられていない	立入禁止	1
④	研削といしの覆いが設けられていないもの	使用停止	1
⑤	有機溶剤等を入れたことのあるタンク内作業に送気マスクを使用させていない	作業停止	1

第4表 送検 事業場数(建設業)

	労働災害	労災かくし
平成28年度	2	2
29年度	5	0
30年度	5	3
令和元年度	0	0
2年度	6	4
3年度	3	0
合 計	21	9